

2015. 7. 23 第 4 回川越市総合計画審議会

第四次川越市総合計画 前期基本計画（原案）

- ① 共通章
- ② 第 1 章（子ども・子育て）

分野別計画

施策	No. 1	住民自治の推進
	目的	住みよいまちづくりに向け、市民自らが関わるしくみづくりを進めること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 本市では、意見公募手続、各種審議会等の委員公募、市民意見箱の設置、タウンミーティングの開催、また第四次川越市総合計画策定時におけるさまざまな市民意見聴取の実施等、市政への市民参加を進めています。
- 出張所と川鶴連絡所の機能を見直し、窓口業務に加え、公民館と連携した地域活動支援の拠点施設としての市民センターが設置されています。また、平成 26(2014)年度から、市民センター所管区域ごとに地域会議が発足しています。
- 平成 21 (2009) 年度に策定された「川越市協働指針」に基づき、さまざまな事業が行われています。
- 住民自治の主体となる基礎自治体として、住民の意思と責任が反映された自立的、自主的な自治体運営が求められています。
- 広報紙やホームページをはじめとした各種情報媒体により、市政情報を発信しています。

■課 題

- 市民が市政へより一層関わるためのしくみづくりが必要です。
- 住みよい地域づくりに向け、地域課題の解決に市民自らが関わるしくみが必要です。
- 地方分権時代に対応した自立したまちづくりの推進が必要です。
- 市政情報を効果的に発信する広報機能と市民意見を聴取する広聴機能の充実が必要です。

※意見公募手続

行政機関が規制等の制定改廃や計画の策定などを行う場合に、原案などを公表して事前に市民などから意見や情報提供を求める手続のこと。パブリック・コメント手続とも言う。

※協働

本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組。

※地域内分権

行政が住民に予算や権限を委譲し、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組むこと。

※ワークショップ

講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

単位施策

1 市民参加のしくみづくり（政策企画課）

- ①意見公募手続や各種審議会等の委員公募などについて充実を図るとともに、ワークショップなどの手法を取り入れ、市政への市民参加を推進します。
- ②市民参加により得られた市民のニーズを施策に反映するしくみを検討します。

2 住民主体の地域づくりの推進（政策企画課、市民センター推進室）

- ①地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組む「地域内分権」を推進します。
- ②市民センターなど地域に根差した施設を中心に、地域の実情に応じた支援を充実させ、住みよい地域づくりを推進します。

3 多様な主体との協働・ネットワークの充実（市民活動支援課）

- ①市民、民間団体、事業者との協働を推進します。
- ②多様な主体間との連携を進めるよう、コーディネートに努めるとともに、ネットワークの充実を図ります。

4 地方分権の推進（政策企画課）

- ①国や県の分権制度を活用し、必要な権限の移譲と財源の確保に向けた取組を推進します。

5 市政情報の発信（広報室、総務課）

- ①市政に関する情報や、市民が必要とする情報を、分かりやすく効果的に発信します。
- ②情報の公開を充実させ、公正で開かれた市政を推進します。

6 広聴制度の充実（広聴課）

- ①さまざまな手続による広聴機能の充実に努めます。
- ②オンブズマン制度を充実し、公正で信頼される市政を推進します。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市政情報が分かりやすく提供されていると感じている市民の割合（％）	26.5	35	45
市民協働でまちづくりを進めていると感じている市民の割合（％）	—	50	60
提案型協働事業応募件数（件）	12	15	15

施

No.2

行政経営マネジメントの推進

策

目的

市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、将来にわたり持続可能な行政経営を行うこと。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 一般会計における本市の歳入の状況は、市税等の自主財源の割合が全体の 60%台で推移しています。
- 一般会計における本市の歳出の状況は、扶助費の増大等により、義務的経費の割合が大きくなっていることから、経常収支比率は 90%台で推移し続けており、財政構造の硬直化は深刻な状況となっています。
- 本市では「PF I 活用に関する基本方針」に基づき、なぐわし公園P i KOA等を整備しています。
- 今後の事業運営に生かす取組として、本市が実施している事業のあり方について、公開の場で市民や有識者が評価する、事務事業外部評価を実施しています。

■課 題

- 将来にわたって持続可能で、効率的かつ効果的な市政運営を推進するために、計画のマネジメントを行っていく必要があります。
- 厳しい財政状況の中、将来にわたって各種施策を展開していくためには、計画的な財政運営が必要です。
- 財源の制約がある中、社会状況や市民ニーズの変化に適応した行政運営を行うため、組織の統廃合や事務の効率化等、限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用する取組が必要です。
- 質の高い市民サービスを提供するために、職員の能力や意識の向上が必要です。

単位施策

1 成果を重視したマネジメントサイクルの推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ①計画、予算、評価の連携を図るPDCAマネジメントサイクルを推進し、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を図ります。
- ②施策評価を実施し、施策の達成状況等の検証により、財源、人材等の経営資源の最適化を図ります。
- ③事務事業評価を実施し、事業の有効性や効率性等を検証します。
- ④経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実な施策を推進します。

※扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

※義務的経費

国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費および公債費の3つからなる。

※経常収支比率

地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75~80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされる。

2 計画的な財政運営と財源の確保（財政課）

- ①「川越市中期財政計画」に基づき、健全で持続可能な行財政運営に努めます。
- ②公会計財務諸表の整備活用により、市民に分かりやすい財務情報の公開を行うとともに、財政運営の効率化と適正化を図ります。
- ③補助金等の見直しを進め、社会状況の変化に応じた効果的な交付に努めます。
- ④市税の適正かつ公正な課税を行うとともに、市税をはじめとした徴収対策を推進し、収入率の向上に努めます。
- ⑤本市をあげて、優良企業の誘致、商工業の支援、観光の活性化などにより、安定的な税収入の確保に努めます。
- ⑥使用料等の定期的な見直しにより、公平な負担と必要な財源の確保に努めます。
- ⑦公有財産の利活用や広告収入の拡大などに取り組むことにより、新たな財源の確保に努めます。

3 行政改革の推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ①公民が連携して公共サービスの提供を行うしくみであるPPP活用の基本的な方針を定め、導入を推進します。
- ②事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。
- ③中長期的な視点による定員管理を推進し、より効果的な人員配置に努めます。

4 人材の育成・活用（職員課）

- ①「川越市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する手法により、人材育成と組織活性化に努めます。

5 行政サービスの向上（政策企画課）

- ①申請や届出など窓口機能の充実を図り、市民の利便性の向上に努めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
施策指標達成状況 (%)	—	70	80
経常収支比率 (%)	94.2(速報値)	90	90
市税収入率 (%)	95	96 以上	98 以上

※PDCAサイクル (Plan-Do-Check-Action Cycle)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

※PFI (Private Finance Initiative)

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。

※PPP (Public Private Partnership)

公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

施策	No.3	社会資本マネジメントの推進
	目的	まちづくりのあり方と需要を踏まえ、効率的な社会資本の整備・更新・統廃合・再配置・長寿命化を行うこと。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 本市では、昭和 40 年代後半からの急激な人口増加に対応するため、学校や市民センター等の公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設といった社会資本をこの時期に大量に整備してきましたが、多くの社会資本が竣工後 30 年から 40 年経過しており、今後更新需要がより一層高まると考えられます。
- 平成 25（2013）年 3 月に、本市が所有、管理する公共施設の利用状況やコスト情報などをまとめ、市民への情報提供を行うために、「川越市公共施設マネジメント白書」を作成しています。
- 本庁舎は、平成 27（2015）年度に耐震化を完了していますが、空調設備等の老朽化や業務量の増加等により狭あい化が進んでいます。

■課 題

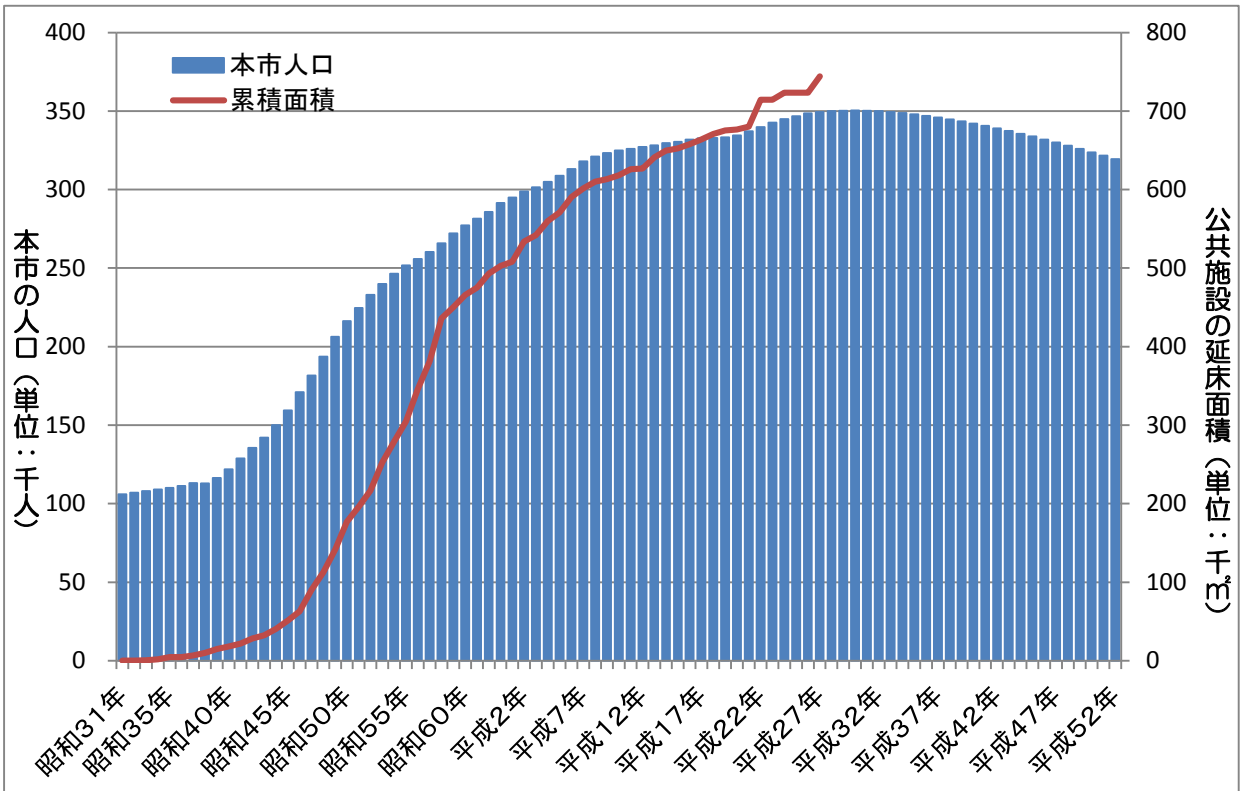
- 一斉に更新時期を迎える社会資本について、マネジメントの視点をもって、総合的かつ計画的に整備・更新・統廃合・再配置・長寿命化を行う必要があります。さらに、社会資本マネジメントの取組に当たっては、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化などを前提としたまちづくりにも配慮する必要があります。
- 老朽化及び狭あい化している本庁舎は、庁舎の使用状況等を考慮し、空調設備等の改修に向けた検討を行っていく必要があります。
- 社会資本の管理や現況把握だけではなく、資産価値を含めた情報を一元的に管理するための台帳を整備するとともに、社会資本マネジメントを全庁的に行うための組織を構築する必要があります。

単位施策

- 1 効率的な社会資本整備の推進（政策企画課、管財課）
 - ①本市が保有、管理する全ての社会資本に対し、総合的かつ長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を目指すことを目的とした「公共施設等総合管理計画」を推進します。
 - ②老朽化している本庁舎について、計画的に空調設備等の整備を進めるとともに、将来の建替えに向けて基金の積み立てを行います。
- 2 公共施設の適正配置（政策企画課）
 - ①機能の複合化や集約化を進めて資産の有効活用を図り、現在の公共施設の総量の縮減を目指すとともにその適正配置に努めます。
 - ②人口減少や人口構造の変化等の社会情勢を考慮し、できる限り公共施設の整備を伴わないサービスの提供に切り替え、持続可能なまちづくりを推進します。
- 3 情報の一元化と利活用（政策企画課、財政課、管財課）
 - ①固定資産台帳や複式簿記などを踏まえた新しい公会計に基づくデータの活用を進め、社会資本に係るコストを的確に把握し、効果的で効率的な社会資本マネジメントを推進します。

共通章
つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進【共通】

人口の推移と公共施設の累積延床面積（平成 28 年以後の人口は推計）



出典：川越市

策	No.4	情報化施策の推進
	目的	ICT（情報通信技術）を活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。

施策を取り巻く状況

■現 状

- Wi-Fi等のインターネット環境の整備、スマートフォンやタブレット端末等の各種デバイスの普及などに伴い、インターネットを使ったさまざまなサービスが開発されています。
- インターネットの普及とICTの進化により、大容量かつ多様なデータであるビッグデータの活用が企業等で進んでいます。
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が平成27（2015）年に開始され、複数の機関に存在する個人の情報について連携が可能となります。
- 個人番号カードは希望する者に発行され、身分証明や自治体独自のサービスに利用されます。

■課 題

- さまざまな手続きのオンライン化やICTの活用等により、市民生活の利便性の向上を図ることが必要です。
- 国のオープンデータ戦略を踏まえた施策を進めるとともに、ビッグデータなどの各種データを活用し、行政課題に取り組むことが必要です。
- SNS等を活用した市民と市における双方向のコミュニケーションの充実が必要です。
- 情報機器等に関する経費の縮小や情報システムの効率化を図る必要があります。
- サイバー攻撃や不正アクセス等から、市が保有する情報資産を防御するための対策が必要です。

※Wi-Fi (Wireless Fidelity)

無線でネットワークに接続する技術のこと。

※ICT (Information And Communication Technology)

情報通信技術。

※ビッグデータ

インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。

※SNS (Social Networking Service)

TwitterやFacebookなどに代表される、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

単位施策

1 ICT利活用による利便性の向上（広報室、政策企画課、情報統計課、市民課）

- ①さまざまな手続について、インターネットを利用したオンライン化を推進します。また、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付を推進します。
- ②ホームページの充実と迅速な情報提供に努めます。また、SNS等の媒体を情報発信やシティセールスに活用します。
- ③国のオープンデータ戦略等を踏まえ、ニーズが高い情報を抽出し、積極的にオープンデータ化を推進します。
- ④ビッグデータなどの各種データの収集、分析、活用を通じ、さまざまな課題の解決や利便性の向上を図ります。
- ⑤マイナンバー制度の導入により、市民サービスの向上や事務の効率化を図ります。

2 情報通信基盤の適正化（情報統計課）

- ①情報通信基盤の整備や再構築、情報システムやネットワークの効率化を推進するとともに、情報機器等の導入、保守、運用などに係る経費の縮小を図ります。
- ②情報セキュリティ対策の一層の強化を推進します。

指標



施

No.5

広域的な連携の推進

策

目的

他の自治体と連携し、効率的かつ効果的に行政施策を行うこと。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 川島町と川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務の共同処理を行っているほか、ふじみ野市へ教育分野の事務の委託など、地方自治法の制度を活用し、市域を越えた連携や協力の取組を行っています。
- 多くの自治体と災害時における相互応援協定を締結しているほか、さまざまな分野で協議会等を設置し、市民サービスの向上に努めています。
- 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の7市町で構成する埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）で、交流事業などを実施しています。
- 中核市市長会や業務核都市首長会議を通じて、関係自治体と連携し、国等の関係機関に対して施策の提言や要請などを実施しています。
- 広域的な連携制度の再構築の取組として、平成30（2018）年度から、都道府県による国民健康保険の運営が実施されます。

■課 題

- 広域的な連携により、地域資源の強みと弱みを相互に補完することなど、近隣、遠隔地を問わず、効果的な自治体間連携を検討する必要があります。
- レインボー協議会の構成市町と、互いの行政区域を越える共通課題の解決に取り組む必要があります。
- 多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上の視点から、市域を超えた広域的な連携の取組と、必要となる権限の移譲や財源の確保について、一体的に検討を進める必要があります。
- 県南西部地域の中核都市として、市や周辺自治体の発展につながる取組を積極的に推進する必要があります。

※埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

通勤・通学や商圏など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会。川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の4市3町で構成。

※中核市

地方自治法に基づく、人口20万人以上を要件とする地域の中核的都市機能を備えた都市のこと。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市並みの権限が都道府県より委譲される。平成27年4月1日現在45市。

※業務核都市

東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体として様々な機能を適正配置するために整備される都市。

単位施策

1 関係自治体との連携の推進（政策企画課）

- ①近隣や遠隔地の自治体との交流を進め、さまざまな分野での相互連携を図り、効率的で効果的な広域連携を推進します。
- ②国や県等の動向を注視しつつ、新たな広域的な連携について調査や研究を進めます。
- ③国等の政策や事業に関して積極的に情報を収集し、広域的な課題の解決を図ります。

2 レインボー協議会の各種事業の推進（政策企画課）

- ①「埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）」に基づき、公共施設の相互利用など広域的に対応することが望ましい事業の更なる拡大や充実を図るなど、レインボー協議会の各種事業を積極的に推進します。
- ②圏域をリードする中心的な役割を果たし、圏域市町の相互発展を目指します。
- ③市民に対して、協議会の活動を多様な媒体を活用し情報を発信します。

3 中核市及び業務核都市間の連携（政策企画課）

- ①他の中核市及び業務核都市との連携を一層深め、国等の関係機関に対して提言や要請などを行うとともに、中核都市としての役割に見合った権限の移譲や財源の確保を図ります。

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会 市町位置図



指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
他の自治体と連携している事務事業の数(件)	24	29	34

施策	No.6	時勢に応じた施策の推進
	目的	時勢に応じて市の活性化に取り組むことと、市の魅力を効果的に発信すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 2020（平成 32）年に年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。市内ではオリンピックのゴルフ競技が開催される予定です。
- 平成 34（2022）年には、市制施行 100 周年の大きな節目を迎えます。
- 首都圏中央連絡自動車道の整備等により、交通の利便性が向上します。

■課 題

- 東京オリンピックのゴルフ競技を円滑に運営し、開催都市としての責務を果たす必要があります。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、来街者が安心して円滑に移動できるよう、移動手段の多様化を検討する必要があります。
- オリンピックレガシーなど東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う好影響を、観光、国際交流、スポーツ、文化芸術、教育など、あらゆる分野へ波及する取組が必要です。
- 「川越市シティセールス基本方針」に基づき、市内外にまちの魅力や特性を積極的に売り込み、選ばれるまちとなる必要があります。
- 市民や関係団体など多様な主体と連携した、継続的かつ長期的な取組が必要です。

単位施策

1 東京オリンピックのゴルフ競技の円滑な運営（オリンピック大会準備室）

- ①セキュリティ、医療サービス、会場への輸送等について、東京都や大会組織委員会などとの調整や必要な準備を進めます。
- ②国、県及び周辺自治体に対して、輸送ルートの必要な整備を働きかけます。また、関係機関をはじめ鉄道事業者やバス事業者等と、選手、大会関係者、観客、会場スタッフが安全かつ確実に移動できるよう調整を図ります。

2 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域の活性化（オリンピック大会準備室）

- ①国内外に向けて、本市の魅力を効果的にPRします。
- ②市内の関係団体からなる支援委員会における検討などに加え、市民の協力を得ながら、全市をあげて地域の活性化に取り組みます。

3 シティセールスの推進（広報室、政策企画課）

- ①本市が情報を発信する際には、明確なターゲットを設定し、多様な媒体を用いてターゲットごとに最適な方法で継続的かつ効果的に行います。また、分散した情報については、集約し一体的に発信します。
- ②本市が有する歴史的・文化的遺産、優れた地域特性、産品などの地域資源を発掘するとともに、それらを組み合わせることによる新たな魅力を創出します。
- ③各種イベントなどの事業の実施に当たり、市民をはじめとした各主体と連携を図るとともに、市への愛着が高まるような、各主体が主役となって活動できるしくみづくりを推進します。
- ④市制施行100周年の節目に向けて、本市の魅力のPR等に効果的な取組を検討します。
- ⑤首都圏中央連絡自動車道の整備等による利便性の向上をPRし、交流人口の増加を図ります。
- ⑥市内の関係団体等と連携し、さまざまな会議や展示会、イベントなどの誘致を図ります。

第1章 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち【子ども・子育て】

施策

No.7

少子化対策の推進

策

目的

少子化の傾向に歯止めをかけること。

施策を取り巻く状況

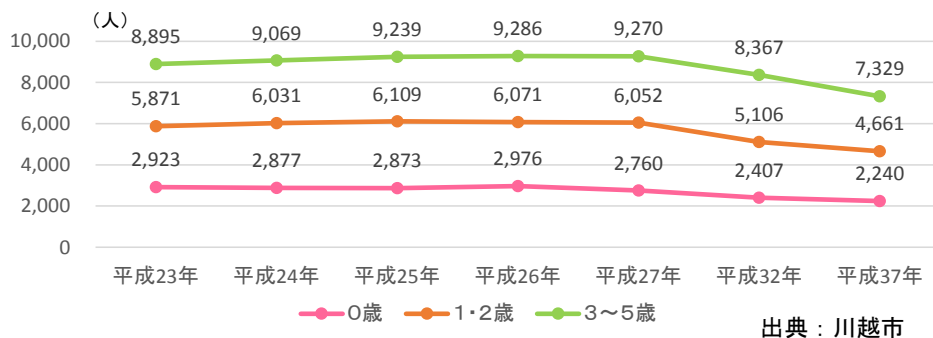
■現 状

- 国の人口は、すでに減少局面に入っており、平成 38（2026）年に 1 億 2,000 万人を下回り、平成 60（2048）年には 1 億人を下回ると推計されています。
- 平成 27（2015）年の川越市の年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）別人口構成は、年少人口（15 歳未満の人口）の構成比は 13.0%ですが、今後少子化が進み、中でも 0～5 歳の就学前児童の著しい減少が予想されています。
- 平成 22（2010）年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査によると、独身男女の約9割が結婚の意思を持ち、希望する子どもの数も 2 人以上を希望していますが、平成 25（2013）年の合計特殊出生率は 1.43 人となっています。
- 全国的に未婚化・非婚化が進み、25 歳～39 歳の未婚率の上昇が続いています。また、生涯未婚率も男女ともに上昇しています。
- 平成 26（2014）年に人口減少克服と地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めました。また、川越市では同法に基づく「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27（2015）年度に定めています。

■課 題

- 社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれがある、急速な少子化が全国的に課題となっており、そのための具体的な取組が求められています。
- 結婚、出産、子育てについての希望と現実の乖離を解消するよう、総合的な施策を推進する必要があります。

就学前児童人口の推移



※合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

単位施策

1 総合的な少子化対策の推進（政策企画課）

①結婚、妊娠・出産、子育てに温かい地域社会を目指す取組を推進します。

2 結婚に対する取組支援（政策企画課）

①若者がパートナーに出会い、家庭を築けるよう、結婚の支援を行います。

3 母子保健・小児医療等の充実（こども政策課、健康づくり支援課）

①関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、妊娠、出産、育児期にわたる母子保健の充実を図ります。

②小児医療にかかる事業や助成制度の充実を図ります。

③妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を包括的に行い、切れ目なく支援する取組を推進します。

4 多子世帯への支援（こども政策課、こども安全課、保育課）

①多子世帯や多胎児を出産する家庭を支援する取組を進めます。

②幼稚園、保育所等に入所する第三子以降の保育料を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

5 若者や女性のしごと支援（雇用支援課）

①若者の職業的自立に必要な能力を育むよう、職業教育等の充実を図ります。

②子育て等により離職した女性に対して再就職の支援を行います。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
出生数（人）	2,824	2,407 以上	2,240 以上
乳幼児健診受診率（％）	4か月児 94.0	97	98
	1歳6か月児 96.4		
	3 歳 児 93.4		

施策

No.8

児童福祉の推進

目的

安心して子育てができ、子どもが地域で健やかに成長できること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 国のひとり親家庭への支援について、父子家庭への支援の拡大など支援が強化されました。
- 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。
- 全国の児童相談所での児童虐待相談は年々増加しており、平成 25（2013）年度には過去最高の相談件数となっています。本市では児童虐待に関する相談に対応するため、児童虐待防止SOSセンターを開設しています。
- 子育て支援センターを中心に、つどいの広場等を展開し、地域における子育て支援に取り組んでいます。
- 保護者等からの相談に応じるため、児童福祉に関する専門的な知識を有する家庭児童相談員を配置しています。

■課 題

- 子育て支援センターを中心として、各地域の特性や地域の力を生かした支援体制の整備を図るとともに、利用者支援を充実させる取組が必要です。
- 育児の悩みを解消し、地域の中で、子育ての支え合いを推進する取組が必要です。
- 児童虐待やひとり親家庭など支援を要する子どもや障害のある子ども、その家庭に対する支援が必要です。

単位施策

1 子育て支援の推進（こども政策課）

- ①子育て支援を総合的、計画的に推進します。また、子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

2 子育て家庭への支援体制の充実（こども育成課）

- ①育児の悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親同士の交流の機会の充実を図ります。
- ②育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。
- ③教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や連絡調整の充実を図ります。

3 地域の支援体制の充実（こども育成課）

- ①子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報の提供等の支援を行います。
- ②地域の子育てに関するネットワークづくりや子育てサークル等への支援の充実を図ります。

4 養育環境に配慮した取組の推進（こども安全課）

- ①子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児童を保護する体制を整備し、虐待防止対策の充実に努めます。
- ②養育に不安を抱える家庭に対し、相談や養育に関する支援の充実に努めます。
- ③ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や経済的な支援を推進します。
- ④子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ⑤経済的な困窮やDV避難などにより、保護が必要な親子に対する体制を整えるとともに、自立のための生活支援を行います。

5 障害児施策の充実（障害者福祉課、保育課）

- ①障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。
- ②あけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。

指標			
指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
「川越市子ども・子育て支援事業計画」における中心的事業の目標達成状況（％）	—	100	100
ファミリーサポートセンター依頼会員実利用者数（平成26年度から緊急サポートセンター利用会員を含む）（人）	247	300	350
子育て支援拠点の設置数（箇所）	18	25	25

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦、恋人など親密な関係にある男女の間にかかる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

施策

No.9

幼児期の教育・保育と学童保育の充実

目的

仕事をする親を支援するとともに、安心して子どもを育てることができる環境をつくること。

施策を取り巻く状況

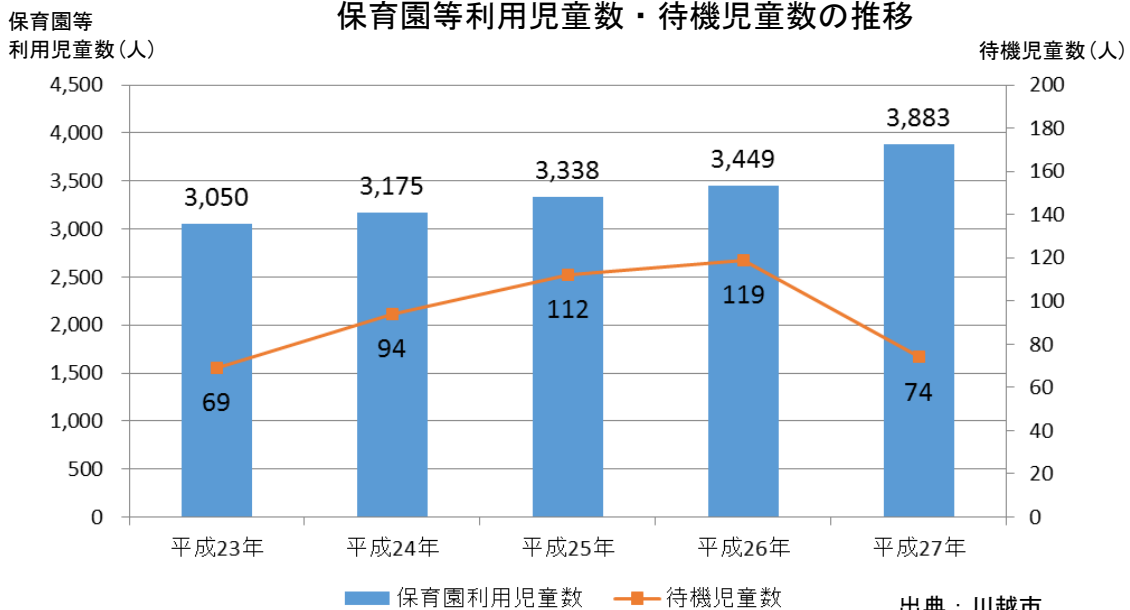
■現状

- 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することなどを目的とした、子ども・子育て支援新制度が平成27（2015）年度から始まりました。
- 平成27（2015）年4月現在、市内には、市立保育所が20園（定員1,830人）、民間保育所が26園（定員1,946人）、小規模保育施設が10施設（定員174人）、私立幼稚園が32園（定員7,365人）あります。
- 保育所等に入所する児童は平成21（2009）年度から、年々増加しています。また、平成27（2015）年4月の待機児童数は74人になりました。
- 市立小学校全32校で学童保育室を運営し、児童の放課後等の安全・安心の確保を図っています。

■課題

- 子ども・子育て支援新制度に対応した幼児期の教育・保育の支援を行う必要があります。
- 保育の量の拡大が望まれる中、今後は就学前児童の急激な減少が見込まれ、保育の量は適切なマネジメントが必要です。
- 学童保育について、保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた運営や、一部施設の狭あい化への対応が必要です。

保育園等利用児童数・待機児童数の推移



※各年4月1日現在の数字

※保育園利用児童数は、市外への委託児童は含み、市外からの受託児童は除く

単位施策

1 幼児教育の支援（こども政策課）

- ①子ども・子育て支援新制度に対応する幼稚園または認定こども園への移行を支援するとともに、多子世帯やひとり親世帯等に配慮した利用者負担額を設定するなど、教育環境の充実を図ります。
- ②子ども・子育て支援新制度に対応していない幼稚園について、国の基準に基づいて幼稚園就園奨励費の補助を行います。

2 保育の充実（こども育成課、保育課）

- ①通常保育、延長保育等の拡充に努めるとともに、保育の量の拡大や質の向上により、子育てしやすい環境づくりを図ります。
- ②入所児童に対して快適な保育環境を提供するとともに、保育ニーズに応じた市立保育園の建物や設備の改修を行います。
- ③病気により自宅での保育が困難な児童を、一時的に預かることにより、就労等をしている保護者の負担軽減を図ります。

3 学童保育の充実（こども育成課、教育財務課）

- ①就労等により保護者が常時留守になっている児童の放課後等の安全・安心を確保し、健全な育成を図ります。
- ②学童保育室の整備、改修等を行い、保育環境の改善を図ります。
- ③社会状況の変化や保護者の就労形態の多様化等に対応した、放課後及び休日等の子どもの居場所の確保を図ります。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
保育園待機児童数（人）	74 (H27)	0	—
認定こども園の数（園）	—	5	7

施 策 No.10 青少年健全育成の推進

策 目的 社会性を身に付けた自立した青少年を育てること。

施策を取り巻く状況

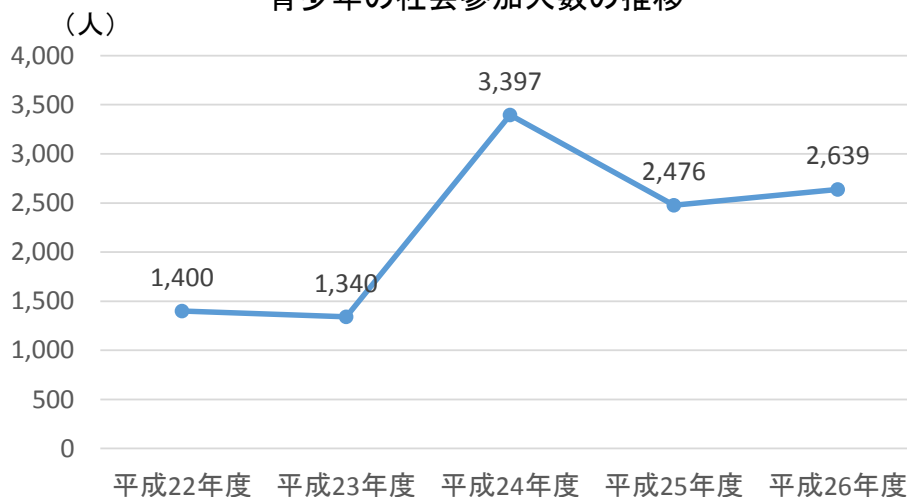
■現 状

- 急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等、青少年を取り巻く環境は変化しています。
- インターネット環境の充実により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法かつ有害な情報の氾濫が懸念されています。
- いじめや社会への不適應などの原因により、不登校やひきこもりの若者が見られます。
- 少年補導員による街頭補導活動のほか、青少年相談などを通じて、非行の未然防止等に取り組んでいます。
- 児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館の3箇所の児童館において、平成26（2014）年度は159,773人の利用者がいました。
- 自治会と市の協同管理のもと、平成26（2014）年度において150箇所の児童遊園を設置しています。

■課 題

- 青少年が豊かな社会性を身に付け、社会や地域の一員として成長していくことを促進する取組が必要です。
- 青少年の悩みやいじめなどの解消を図る取組や、非行の防止や低年齢化に対応する取組が必要です。
- 子どもの遊び場や、青少年の健全な育成に資するような居場所や活動場所の充実が必要です。

青少年の社会参加人数の推移



出典：川越市

※青少年の社会参加人数は、青少年団体連絡協議会に加盟する団体によるボランティア等活動参加人数

単位施策

1 社会参加の促進（こども育成課）

- ① 青少年のボランティア活動等への参加の支援や青少年団体の育成に努め、自主的に活動する意欲の向上を図ります。
- ② 子どもたちが心豊かに成長できるように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、人材育成事業や地域活動の活性化を図ります。

2 命を尊ぶ意識の醸成（こども育成課）

- ① 中学生等を対象に、子育て体験を実施し、乳幼児とのふれあいの機会を提供するなどにより、命の大切さを学ぶ取組を実施します。

3 非行防止活動の推進及び青少年相談の普及（こども育成課）

- ① 少年補導員による街頭補導等を通じて、非行防止活動を推進します。
- ② 青少年相談を実施し、青少年の不安や心配ごとに対応します。

4 青少年施設の充実（こども育成課）

- ① 地域におけるニーズの把握や、地域を通じたPR等を実施し、幼児及び児童がより安全かつ楽しく利用できる児童遊園づくりを図ります。
- ② 児童館では、ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りつつ豊かな感性や情緒を育む事業を展開します。

指標

